

議案第10号

加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び加西市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び加西市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び加西市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 加西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年加西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

(加西市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 加西市地域交流センターの設置及び管理に関する条例(平成14年加西市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月 2 日施行）に伴い、平成 18 年 9 月 2 日以降、
公の施設の管理は、地方自治体の直接運営、廃止、指定管理者のいずれかの選択が必要
で、両施設は市が直接運営しており、実態に合わせて改正を行うもの